

水戸信用金庫 News Release

平成 24 年 12 月 25 日

「中小企業経営力強化支援法」経営革新等支援機関への認定について

水戸信用金庫(理事長 埴由博)は、「中小企業経営力強化支援法」(平成 24 年 8 月 30 日施行)に基づき、財務省関東財務局および経済産業省関東経済産業局から「経営革新等支援機関」として認定を受けました(平成 24 年 12 月 21 日付)。

経営革新等に取り組む中小企業の経営状況を分析し、事業計画の策定・事業の実施に関する様々な支援サポートを行います。

【経営革新等支援機関認定制度とは】

中小企業の抱える経営課題は、近年多様化・複雑化しております。これらの課題に対応するために、税務、金融及び企業財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を、国が認定することで、サポートの担い手を多様化・活性化し、中小企業に対してチームとして専門性の高いサポートを行うための体制整備を図るものです。

【水戸信用金庫の支援サポート内容】

① ご相談内容の項目は以下の通りです。

経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、創業支援、事業承継、M&A、販路開拓、知的資産経営、経理・財務管理、人事・労務管理、人材育成、情報化・IT 活用、生産物流管理、技術・製品開発、海外展開等々の支援及び情報提供

② 各営業店の融資窓口へご相談ください。

【本件についてのお問い合わせ先】

水戸信用金庫 地域活性支援部
電話:029-222-3311(代表)